後期高齢者医療制度について
～保険料率の見直し～

制度改正により保険料率が変わります

後期高齢者医療の医療費は、窓口での本人負担を除き約４割が現役世代の負担する支援金でまかなわれています。少子高齢化が進む中、後期高齢者の医療費は今後さらに増えていくことが見込まれています。

このため、すべての国民が年齢に関係なく、その負担能力に応じて医療保険制度を支える必要があります。このような考えに基づきお支払いいただく保険料について、法律改正が行われ令和８・９年度の保険料率が決定されました。新しい保険料率は、次のとおりです。

医 療 分

●均等割（被保険者が等しく負担）

令和６・７年度		令和８・９年度
（年間）５２，９５３円	➡	（年間）**５９，９６３円**（７，０１０円増）

●所得割（被保険者の所得に応じて負担）

令和６・７年度		令和８・９年度
（年間）１１．７９％	➡	（年間）**１１．６１％**（０．１８ポイント減）

●賦課限度額（１年間の保険料の上限額）

令和６・７年度		令和８・９年度
（年間）８０万円	➡	（年間）**８５万円**（５万円増）

子ども分

●均等割（被保険者が等しく負担）

令和８年度	（年間）１，３６４円

●所得割（被保険者の所得に応じて負担）

令和８年度	（年間）０．２８％

●賦課限度額（１年間の保険料の上限額）

令和８年度	（年間）２万１千円

●令和８年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、医療分の保険料率とは別に、子ども・子育て分の保険料率を算定します。
子ども・子育て支援金制度の施行について、詳しくは子ども家庭庁ホームページをご覧ください。

保険料の計算方法（令和8・9年度）

医 療 分

均等割【1人当たり保険料】59,963円 ＋ 所得割【本人の所得に応じた額】（令和7年度中の所得－最大43万円）×11.61％ ＝ 1年間の保険料【限度額85万円】（100円未満切捨）

子ども分

均等割【1人当たり保険料】1,364円 ＋ 所得割【本人の所得に応じた額】（令和7年度中の所得－最大43万円）×0.28％ ＝ 1年間の保険料【限度額21,000円】（100円未満切捨）

〈医療分〉＋〈子ども分〉＝1年間の保険料

●年度途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
●所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
●前年の所得金額により、控除額が異なる場合があります。
●世帯主や被保険者の所得に応じて、保険料の軽減があります。

新年度の保険料額は7月に個別にお知らせします。

均等割5割・2割軽減の範囲が見直されました

保険料均等割軽減のうち、5割・2割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直されました。

【令和７年度】

対象者の所得要件（世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額）	軽減割合
43万円　＋　（30万5千円　×　世帯の被保険者数）＋　10万円　×　（給与所得者等の数－1）	5割軽減
43万円　＋　（56万円　×　世帯の被保険者数）＋　10万円　×　（給与所得者等の数－1）	2割軽減

【令和８年度から】

対象者の所得要件（世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額）	軽減割合
43万円　＋　（**31万円**　×　世帯の被保険者数）＋　10万円　×　（給与所得者等の数－1）	5割軽減
43万円　＋　（**57万円**　×　世帯の被保険者数）＋　10万円　×　（給与所得者等の数－1）	2割軽減

医療分の均等割7割軽減が7.2割軽減になります

●保医療分保険料均等割軽減のうち、7割軽減対象者は、制度改正影響緩和のため7.2割軽減となります。

【問い合わせ】
◆制度に関すること　北海道後期高齢者医療広域連合　☎ 011-290-5601
◆保険資格・給付に関すること　住民保健課国保グループ　☎ 73-7508
◆保険料に関すること　税務課課税グループ　☎ 73-7505